



栄区消費生活相談情報<速報値>

～令和5年9月 涼秋号～

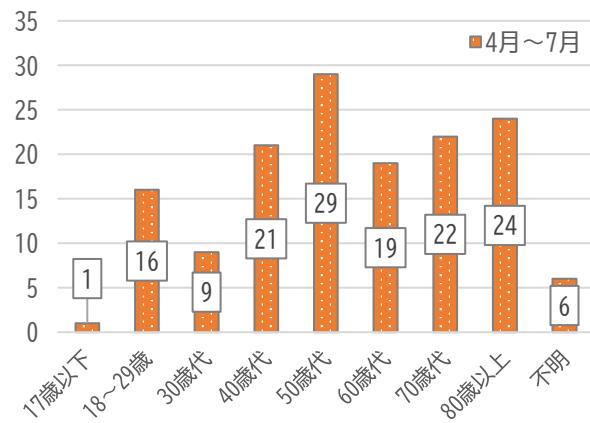


◇消費生活相談件数

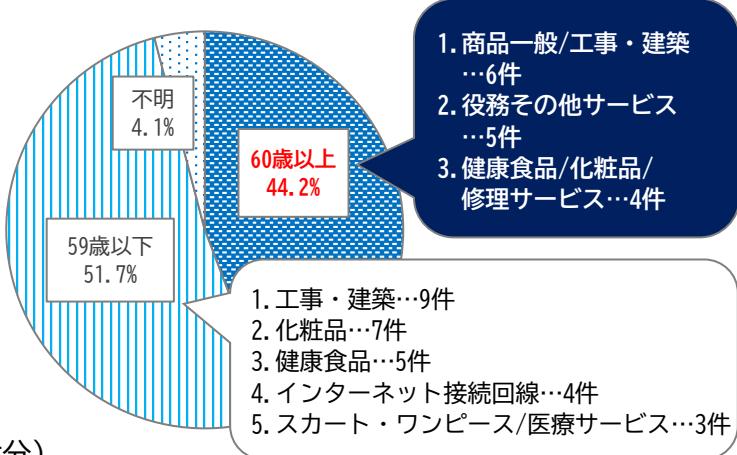


今年度累計
147

◇年代別件数



◇60歳以上に多い相談（令和5年4月～7月受付分）



◇商品・役務別ランキング（令和5年4月～7月受付分）

| | | | |
|----|-----------|----|--|
| 1位 | 工事・建築 | 16 | 「近所で工事中にお宅の屋根の破損を見つけた」と事業者が来訪し、屋根を見てももらったところ、屋根塗装工事を勧められ契約した。近所で工事しているという説明が嘘だったのでケーリング・オフしたい。 |
| 2位 | 化粧品 | 11 | ネット通販でお試し価格として通常価格より大幅に割引された化粧水を注文した。定期購入だが回数の縛りはないので、初回で解約するため何度も架電しているが電話が繋がらない。どうしたらよいか。 |
| 3位 | 健康食品 | 9 | ネット通販でダイエットサプリの定期購入を申込み後、事業者から電話があり1年コースへの契約変更を了承した。しかし、最初の契約が解約されておらず、その2回目の商品も届いた。全て解約したい。 |
| 4位 | 商品一般 | 8 | SMSに「ご利用料金についてのお知らせ」と大手通信業者をかたってメッセージが届いた。記載の電話番号に架電したところ、名前と生年月日を聞かれ、覚えのないネット利用料を請求された。 |
| 5位 | 役務その他サービス | 7 | ネットで探した副業に登録し、無料通話アプリでやりとりしていたところ、事業者から電話があり、サポートコースの勧誘を受けた。消費者金融で借金して高額な料金を支払ったが、不審なので解約したい。 |

◇こんなトラブルに注意

興味をそそるSNSでの副業広告。
多世代の方からご相談が入っています。
'スマホだけで簡単に稼げる'などといった広告をSNS上で目にしたことはありませんか。
簡単に稼げるなら♪と登録してみると、多くの場合、**登録料やサポート費用**など様々な名目で、**収入を得る前に支払い**を要求されるのです。
結果的に、**費用を上回る収入は得られません。**

魅力的な言葉が並ぶ広告には注意が必要です
仕事内容や収入が得られるとする根拠をよく確認するようにしましょう

不信感を抱かせない、点検商法の手口に気をつけましょう！！
近隣で工事をするので、と工事事業者が挨拶に来ることがあります。その際、「**よかつたら無料で点検しますよ**」と人の好さそうな顔で促され、**無料なら**と頼むと「急いで修理しないとご近所にも影響がでますよ」など**言葉巧みに不安をあおられ**、勧められるまま高額な契約をしてしまったというご相談が増えています。

無料でも、必要のない点検は断りましょう
その場で即断せず、一旦帰ってもらいましょう

契約する前に周囲の方やご家族、**センター**にご相談ください。

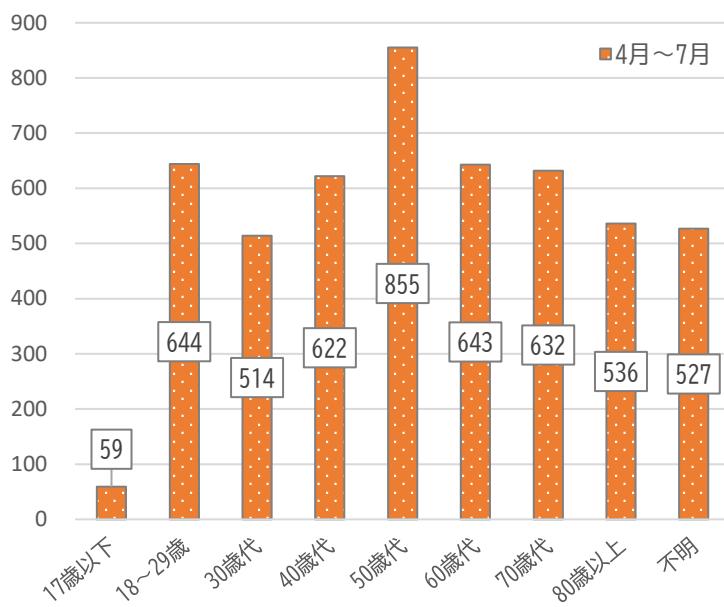
横浜市 消費生活相談情報<速報値> ~令和5年9月 涼秋号~



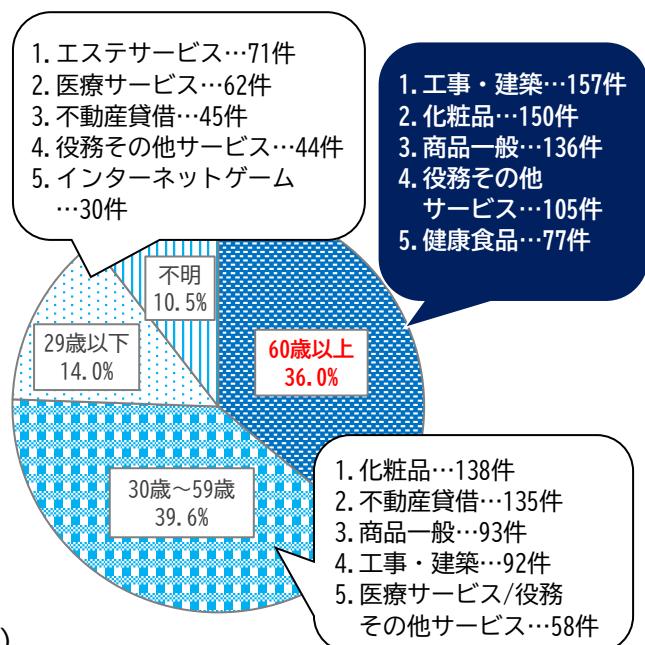
◇消費生活相談件数



◇年代別件数



◇各年代で多い相談（令和5年4月～7月受付分）



◇気をつけたい手口、サービス（令和5年4月～7月受付分）

| | 件数 | 代表的な事例 |
|-----------|-------|---|
| インターネット通販 | 1,597 | ネット通販でソファベッドを注文し、代金を指定の口座に振り込んだが、商品が届かない。販売会社と連絡も取れず困っている。 |
| 家庭訪販 | 663 | 高齢の母が新聞の販売員の来訪を受けて6年先と8年先の新聞購読を契約していた。先が長い契約を結ぶことは問題ではないか。 |
| SNS | 528 | SNSで知り合った人から暗号資産の投資を案内されて1千万円の投資をしている。利益が出たので出金しようとしたができない。だまされているのだろうか。 |
| 定期購入 | 459 | ネットで「回数の縛りはない」と記載があった美容液をお試し価格で購入したが、定期購入だった。仕方がないので2回目は購入するが、3回目からは解約したい。 |
| 電話勧誘 | 367 | 「簡単に稼げる」という広告を見て興味を持ち、数千円のマニュアルを購入した。その後事業者から電話があり、高額なアフィリエイトの副業サポート契約をしてしまった。 |
| 無料商法 | 242 | 無料の占いサイトの広告が表示され登録した。「あなたは金運がいい」と言われたので占い師と継続してやりとりするためにポイントの購入を繰り返し、結果高額を使ってしまった。返金を求める。 |
| 点検商法 | 183 | 実家の父は数日前排水管の点検に来た事業者に床下消毒を勧められた、と言う。契約書は見当たらぬいが、父の話は要領を得ず契約したかどうかわからない。クーリング・オフしておくべきか。 |
| サイドビジネス商法 | 113 | 「メールで相談に乗るだけで高収入が得られる」というサイトに登録した。セキュリティ保証費用やロック解除費用等の名目で何度も手数料を支払ったが、報酬は得られない。返金を希望する。 |
| 美容医療 | 110 | 男性用医療脱毛サロンで契約したが、「医師が確保できないため一時的に休業する」と連絡があった。解約したいがどうしたらよいか。 |
| サブスクリプション | 104 | ポイント交換をしようと二次元コードを読み取って交換ページへ行くつもりが、誤って広告ページをタップしてしまい、気づかぬ間に海外のサブスクサービスに登録し、カード情報を入力してしまった。 |

発行元：横浜市消費生活総合センター

電話相談受付 045-845-6666

平日 9時から18時

土曜・日曜 9時から16時45分